

議会基本条例骨子（修正案）

前文

1 京都市について

- ① 京都市は、悠久の歴史と文化、伝統、多様な産業が息づく我が国の財産というべき都市である。伝統産業や先端産業が共存し、多くの学生が学び、多世代が交流し、世界の人々を魅了する「文化の首都」でもある。

2 京都市の歴史・沿革

- ① 殊に、ここ京都のまちは、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継いでいる。例えば、明治期には、上京、下京のそれぞれに番組（学区）が置かれ、町衆の寄付等により、番組ごとに小学校が設立された。当時の小学校区は、現在も「元学区」と呼ばれ、京都独自の地域住民の自治の単位として機能している。
- ② また、市域の拡大に伴い、地域特有の文化を育みながら、11行政区から構成される現在の京都市の姿となった。

3 京都市会の歴史

- ① このような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年（1889年）6月14日に、第1回の会議を開き、以後、日本国憲法と地方自治法の制定を経て、議決機関としてその役割を果たしてきた。

4 京都市会の市会改革の取組

- ① 京都市会は、これまで市会改革に積極的に取り組んできた。

5 京都市議会基本条例の制定の必要性・決意

- ① これまでの取組や改革の成果を確かなものとし、地方自治の本旨の実現を目指す。
- ② 市民の負託にこたえていくことを決意し、条例を制定する。

第1 総則

1 条例の目的

- ① 二代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにする。
- ② 議会に関する基本的な事項を定める。
- ③ 市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資する。

2 基本理念

- ① 京都市会は、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、日本国憲法と地方自治法をはじめとする法令の定めにより、「地方自治の本旨」（住民自治と団体自治）に基づく京都ならではの地方自治を実現する。

~~② 日本国憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、「地方自治の本旨」に基づいて、法律でこれを定めることとし、これを受けて、地方自治法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱等を定めている。~~

~~③ 「地方自治の本旨」とは、地方の行政は原則として地方の住民自らの意思と責任において行われること（住民自治）と、地方の行政は国から独立した法人格を持つ地方公共団体によって自主的に行われるべきこと（団体自治）である。~~